熊本市立中学校における部活動改革について 中間報告(案)

1. はじめに

熊本市教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、 自ら考え主体的に行動できる人を育む」や学校部活動の意義等を踏まえ、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図っていくために必要な事項について、現時点における熊本市部活動改革検討委員会の検討状況をとりまとめ、中間報告を行うもの。

2. 現状と課題

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的の他、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有している。

しかし、本市においても少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、チームスポーツにおいて単独で活動できなくなった学校がある等、 こどもたちの多様な経験の場を確保することが難しくなってきている状況にある。

加えて、国が部活動の地域移行の受け皿と考えている総合型地域スポーツクラブ等、本市における学校部活動以外の活動の場については、指導者の不足や高齢化・専門性の確保、コロナ禍による地域活動の停滞等の課題により、地域的、活動的広がりが十分ではなく、中学生の受け入れが難しい現状がある。

また、教職員の働き方改革の観点から、部活動に関する教職員の負担は大きく、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層難しくなっている他、指導に当たる者には、ほとんど手当や報酬は支払われていないといったボランティアに近い形で運営が行われている現状がある。

3. 改革の基本方針

学校部活動には教育的意義があることや地域の受け皿の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、本市の学校部活動は今後も継続させる。その上で、学校部活動の持続可能な運営体制の構築を図るため、以下の4つの基本方針のもと実現に向けた具体的施策を示す。

【基本方針】

- I こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る
- Ⅱ 学校部活動の教育的意義や役割を保持する
- Ⅲ 教職員や地域人材で指導を希望する者が指導する
- IV 教職員や地域人材で指導を行う者に適正な対価を支払う

(1) 基本方針 I こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る

- ① こどもたちの選択肢を広げる機会を確保するため、合同部活動等の新たな部活動を設置する。
- ② 合同部活動等の設置においては、各学校の状況に合わせ、学校のペアリングの条件を整理するとともに、合同部活動等のモデル事業を実施し、課題等の検証を行った上で全市的に広げる。
- ③ 中学校総合体育大会やコンクール等への参加規程の見直しの要請を行う。
- ④ 今まで部活動に加入していなかった生徒のニーズを含め、こどもたちの多様なニーズに応えるために、親しむことや楽しむこと等を選択できる部活動の体制を構築する。
- ⑤ 学校部活動に代わって地域主体の活動を行うことを希望する団体があった場合の支援・協力体制を構築する。

(2) 基本方針 Ⅱ 学校部活動の教育的意義や役割を保持する

- ① 指導方針については、教育的意義を踏まえ、指導者が誰であろうと勝利至上主義につながらないよう明確化する。
- ② 学校部活動の教育的意義や適切な指導方法に関する研修等を充実させる。
- ③ 活動する際は、こどもたちが自ら学び、考え、それを指導者がサポートしていくような生徒 主体となる仕組みを取り入れる。

(3)基本方針Ⅲ 教職員や地域人材で指導を希望する者が指導する

- ① 希望する教職員のみが指導に携わるように運営体制を整える。
- ② 教職員、生徒等の意見や他の政令指定都市の状況等を踏まえ、部活動指導員を増員する。
- ③ 大学生、公務員、民間企業従事者等教職員以外の地域人材や退職教員等を指導者として確保するための人材バンクについて、市長事務部局と連携し設置する。
- ④ 人材バンクにおいて、指導者の登録、派遣、指導料の支払いだけでなく、指導者への研修の 実施、地域や大学、企業等と連携する機能を付加する。
- ⑤ 現在、教員が担っている部活動関連業務を洗い出し、それらの業務も人材バンクにおいて実施する等、教員を含めた指導者の負担軽減を図る。
- ⑥ 体罰・暴言、その他不適切な行為やいじめ等への対応に係る体制の充実を図る。
- ⑦ 市役所職員が部活動指導員となるモデル事業を実施し、課題等の検証を行う。
- ⑧ 指導者の配置については、主担当や副担当等の役割分担をもった複数指導体制を構築する。
- ⑨ こどものニーズを踏まえた合同部活動の設置や人材バンクによる取組等により確保できる 指導者数に応じて、部活動数の適正化を図る。

(4) 基本方針IV 教職員や地域人材で指導を行う者に適正な対価を支払う

- ① 指導者への対価の支払いについては、教職員も含めて適正な額を支払う。
- ② 教職員への対価の支払いについては、法的な課題を整理する。
- ③ 適正な額については、現在部活動指導員に支払っている報酬額、他の政令指定都市の状況や 最低賃金の動向等を注視しながら、役割に応じた適正な額を設定する。
- ④ 公費負担を念頭に置きつつも、受益者負担についても検討を行う。
- ⑤ 受益者負担を求める際には、機会の格差を生まないよう、金額の設定に留意するとともに、 経済的に困窮する家庭への支援を行う。